

## 目次

金融商品取引法フローチャート	1
----------------	---

# 第1章 金融商品取引法成立と平成20年 ・21年・22年・23年改正の概要

第1節 法案成立・改正の経緯	9
----------------	---

1 証券取引法から金融商品取引法へ	9
2 平成20年改正	9
3 平成21年改正	10
4 平成22年改正	11
5 平成23年改正	11

第2節 改正のポイント	12
-------------	----

1 平成18年の法改正（旧証券取引法から金融商品取引法へ）の 主なポイント	12
(1) 題名・目的の改正	12
〈図1〉 金融商品取引法の章立てと平成20年・平成21年・平成 22年・平成23年改正の主な内容	13
(2) 有価証券および金融商品取引業等の定義等	15
(3) 企業内容等開示制度の整備	15
(4) 金融商品取引業者等に関する規定の整備	15
(5) 金融商品取引業協会に関する規定の整備	15
(6) 金融商品取引所に関する規定の整備	15
(7) 罰則の整備	16
(8) 政令改正の要点	16
(9) 投資信託法施行令の改正	18
(10) 金融商品販売法施行令の改正	18
(11) 府省令改正の要点	18

(A) 金商業等府令	18
(B) 協会等府令	18
(C) 取引所等府令	18
(D) 取引規制府令	18
(E) 定義府令	19
(F) 企業内容等開示府令等	19
(G) 四半期報告制度・内部統制報告制度の実施のための府令・規則 の整備	19
(H) 投資信託法施行規則	19
(I) 銀行法施行規則	19
(J) 保険業法施行規則	19
(K) 信託業法施行規則	19
<b>2 平成20年改正の主なポイント</b>	<b>20</b>
(1) 法改正	20
(A) 多様な資産運用・調達を可能とするための規定	20
(B) 多様で質の高い金融サービスの提供	20
(C) 公正・透明で信頼性のある市場の構築	21
(2) 政令改正	21
(A) ファイアウォール規制の見直しおよび利益相反管理体制の 構築部分以外	21
(B) ファイアウォール規制の見直しおよび利益相反管理体制の 構築部分	22
<b>3 平成21年改正の主なポイント</b>	<b>22</b>
(1) 法改正	23
(A) 市場の公正性・透明性の確保のための規定（信用格付業者に 対する公的規制の導入）	23
(B) 利用者保護の充実のための規定	23
(C) 公正で利便性の高い市場基盤の整備	24
(2) 政令改正	24
(A) 施行令	24
(B) 銀行法施行令、貸金業法施行令、兼営法施行令、保険業法 施行令、信託業法施行令等	25

<b>4 平成22年改正の主なポイント</b>	<b>25</b>
(1) 法改正	25
(A) 店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上のため の規定	25
(B) グループ規制・監督の強化	26
(C) 投資者保護に関する措置	27
(2) 政令・府令改正	27
(A) 施行令	27
(B) 府令	28
<b>5 平成23年改正の主なポイント</b>	<b>29</b>
(1) 法改正	29
(A) 多様で円滑な資金供給の実現のための規定	29
(B) 国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供	29
(C) 市場の信頼性の確保	29
(2) 政令・府令改正	30
(A) 平成23年11月24日施行部分に関する政令改正	30
(B) 平成24年4月1日施行部分に関する政令改正	30
(C) 平成24年4月1日施行部分に関する内閣府令	31
<b>第3節 投資商品と金融商品取引法の適用関係</b>	<b>31</b>
〈図2〉 金融商品に対する金融商品取引法の規定の適用関係	32

## 第2章 有価証券

<b>第1節 金融商品取引法における有価証券概念</b>	<b>33</b>
1 はじめに	33
2 有価証券の本質と金融商品取引法における有価証券	33
(1) 概要	33
(2) 旧証券取引法における有価証券についての考え方	34
(3) 有価証券概念の変遷	34

(4) 私法上の有価証券性についての考え方	35
<b>3 金融商品取引法上の有価証券に対する法的効果</b>	35
(1) 開示規定の適用	35
(2) 金融商品取引業者による取引以外の禁止	35
(3) 金融商品取引所における取引の対象となる	36
(4) 不公正取引の対象となる	36
<b>第2節 有価証券の定義の改正の概要</b>	36
<b>1 改正の概要</b>	36
(1) 私法上の有価証券	36
(2) 金融商品取引法2条2項により有価証券とみなされる権利	37
(3) 信託法の改正に伴う改正	37
<b>2 有価証券の範囲の拡大</b>	37
〔表1〕 金融商品取引法と旧証券取引法における有価証券概念 の関係	37
<b>第3節 有価証券の定義の具体的内容</b>	41
<b>1 権利が証券または証書に表示される有価証券</b>	41
(1) 国債証券	41
(2) 地方債証券	41
(3) 特別の法律により法人の発行する債券（特殊法人債）	41
(4) 資産流動化法に規定する特定社債券	42
〈図3〉 資産流動化の一例	43
(5) 社債券	44
(6) 特別の法律により設立された法人（特殊法人）の発行する 出資証券	44
(7) 優先出資証券	44
(8) 特定目的会社の優先出資証券または新優先出資引受権を表 示する証券	44
(9) 株券・新株予約券証券	45
(10) 投資信託・外国投資信託の受益証券	45
(11) 投資法人の発行する投資証券・投資法人債・外国投資証券	45

(12) 貸付信託の受益証券	45
(13) 資産流動化法の特定目的信託の受益証券	46
(14) 受益証券発行信託の受益証券	46
(15) CP（コマーシャル・ペーパー）	46
(16) 抵当証券	47
(17) 外国証券	47
(18) 信託受益証券・証書	48
(19) カバードワラント	48
(20) DR（預託証券）	49
〈図4〉 DRをめぐる関係	49
(21) 公益または投資者の保護を確保することが必要な証券・証 書——海外CD、学校法人債	50
<b>2 証券または証書が発行されない権利について有価証券とみな されるもの</b>	52
(1) 2項前段の有価証券（有価証券とみなされる有価証券表示 権利）	52
(2) 2項後段の有価証券——2項有価証券	52
(A) 信託受益権	52
(B) 合名会社・合資会社の社員権または合同会社の社員権	53
(C) 集団投資スキーム持分	53
(D) その他政令で定める権利——学校法人等に対する貸付け	54
<b>第4節 集団投資スキーム持分</b>	56
<b>1 定義</b>	56
〈図5〉 旧証券取引法における集団投資スキームと金融商品取 引法における集団投資スキーム	56
<b>2 2項有価証券として取り扱われる集団投資スキーム持分の 要件</b>	57
(1) 投資者から金銭および金銭に類するものの出資・拠出を受 けること	57
〈図6〉 集団投資スキームの例	59
(2) 出資・拠出された金銭等を用いて事業・投資を行うこと	60

(3) 当該事業から生じる収益等を出資者に分配するスキームに係る権利	60
<b>3 2項有価証券に該当しない集団投資スキーム持分</b>	60
(1) 出資者全員が事業に関与するスキームに係る権利	60
(2) 出資・拠出の額を超えて配当等のなされない権利	62
(3) 金融商品取引法を準用している他の法令が適用される権利	62
(4) 政令で定められる場合	62
(A) 公務員等の共済契約に基づく権利	63
(B) 法人に対する出資・拠出に係る権利	63
(C) 分取林特別措置法に規定する分取林契約に基づく権利	63
(D) 法律事務所等	64
(E) 従業員持株会	64
<b>4 集団投資スキーム持分として2項有価証券に該当することの法的効果</b>	66
<b>5 競馬ファンド</b>	67
〈図7〉 競馬ファンドのスキーム	67

## 第3章 デリバティブ取引

<b>第1節 総説</b>	69
1 デリバティブとは	69
2 市場デリバティブ取引が行われている取引所	71
3 金融商品取引法におけるデリバティブ取引の分類	71
コラム① 先渡取引・店頭オプション取引とは	72
コラム② 先物取引	73
<b>第2節 金融商品取引法におけるデリバティブ取引の具体的内容</b>	75
1 市場デリバティブ取引	75
(1) 概説	75

〔表2〕 金融商品取引法2条21項に規定する市場デリバティブ取引	76
(2) 取引の内容	77
(A) 先物取引のうち現物の原資産を利用する取引	77
(B) 金融指標を参照指標とする先物取引	77
コラム③ 金融指標を参照指標とする先物取引・オプション取引	77
(C) 取引所におけるオプション取引	78
コラム④ オプション取引	79
(D) 取引所におけるスワップ取引	80
コラム⑤ スワップ取引	81
(E) 取引所におけるクレジットデリバティブ等	83
コラム⑥ クレジットデリバティブ	84
(F) 政令で定めるデリバティブ取引	88
<b>2 店頭デリバティブ取引</b>	88
(1) 取引の形態	88
〔表3〕 金融商品取引法2条22項に規定する店頭デリバティブ取引	89
(2) 取引の内容	92
(A) 店頭先渡取引のうち原物を原資産とする取引	92
コラム⑦ 外国為替証拠金取引(FX)	93
(B) 金融指標を参照指標とする先渡取引	94
(C) 店頭オプション取引	94
(D) 店頭オプション取引のうち差金決済を行う取引	94
(E) 店頭スワップ取引	95
(F) 相対でのクレジットデリバティブ	95
(G) 政令により指定される取引	95
<b>3 外国市場デリバティブ取引</b>	95
<b>第3節 デリバティブ取引の原資産・参照指標</b>	96
1 原資産となる金融商品の定義	96
(1) 有価証券	96
(2) 預金証書等	96

(3) 通貨	97
(4) 政令で定める金融商品	97
(5) 標準物	97
<b>2 参照指標となる金融指標の定義</b>	98
(1) 金融商品の価格、利率等	98
(2) 気象の観測の成果に係る数値——天候デリバティブ取引の参照指標	98
(3) 政令で定める金融指標	99
(4) 1号～3号に掲げるものに基づいて算出した数値	100
<b>コラム⑧</b> CFD取引	100

## 第4章 開示

<b>第1節 改正の概要</b>	102
<b>1 開示制度の整備の概要</b>	102
(1) 発行市場における情報開示	102
(2) 流通市場における情報開示	103
(3) その他の情報開示	105
(4) 改正の概要	105
(5) 平成20年金融商品取引法改正におけるプロ向け市場制度の導入	106
(6) 平成21年金融商品取引法改正における有価証券の売出し定義等の見直し	106
(7) 平成23年金融商品取引法改正における英文開示の範囲拡大等の改正	107
<b>2 具体的な改正点</b>	107
<b>3 プロ向けの売出し・転売買の局面における勧誘行為の例外措置——平成20年金融商品取引法改正の概要</b>	107
(1) プロ向けの取得勧誘行為の分類	107
(A) 特定投資家向け取得勧誘	108

(B) 特定投資家向け売付け勧誘等	108
(C) 特定投資家等取得有価証券一般勧誘	109
(2) 発行開示義務の免除	109
(3) 届出制	110
(4) 告知義務	110
(A) 特定投資家向け取得勧誘、特定投資家向け売付け勧誘等または特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等を行う者の告知義務	110
(B) 特定投資家向け有価証券の取引における告知義務	110
(5) 特定投資家向け有価証券に係る情報提供	111
(6) 損害賠償責任・課徴金、罰則	112

### 第2節 適格機関投資家

### 第3節 募集・売出しの要件と発行者

<b>1 平成18年の金融商品取引法の本格施行の際の変更点</b>	114
<b>2 「募集」の定義</b>	115
(1) 1項有価証券の「募集」	116
(A) 多数の者を相手方とする勧誘	116
〈図8〉 1項有価証券と集団投資スキーム持分に関する開示	117
(B) 適格機関投資家のみを相手方として行う取得勧誘、特定投資家のみを相手方とする取得勧誘および少数人数向け勧誘	118
(2) 2項有価証券の「募集」	121
<b>3 「有価証券の売出し」の定義</b>	121
(1) 平成21年金融商品取引法改正の概要	121
〈図9〉 「有価証券の売出し」の定義	123
(2) 「均一の条件」の削除	123
(3) 「有価証券の売出し」に該当しない取引	123
(4) 私売出しにおける開示規制の免除	123
(5) 外国証券売出しにおける開示規制の免除	124
(6) 既開示有価証券の売出しにおける開示義務の一部または全	

部の免除	125
<b>4 発行者</b>	125
(1) 発行者制度の概要	125
〔表4〕 有価証券による発行者概念	126
(2) 1項有価証券の発行者	126
(3) 内閣府令で定める有価証券の発行者	126
(A) 特定目的信託の受益証券・外国特定目的信託の受益証券の発行者	126
(B) 受益証券発行信託の受益証券（有価証券信託受益証券を除く）の発行者	126
〈図10〉 受益証券発行信託の発行者、発行時等の概念整理	127
(C) 有価証券信託受益証券の発行者	126
(D) 抵当証券および外国抵当証券の発行者	129
(E) 預託証券（DR）の発行者	129
(4) 2項有価証券の発行者および発行時点	129
(A) 信託受益権の発行者	129
(B) 持分会社の社員権の発行者	129
(C) 集団投資スキーム持分の発行者	129
(D) 学校法人等に対する貸付債券の発行者	130
<b>5 募集または売出しの届出を要しない場合</b>	130
(1) 平成18年金融商品取引法の本格施行の際の整理	130
(2) 英文開示の範囲拡大（平成23年金融商品取引法の改正）	132
<b>第4節 継続開示義務</b>	133
<b>1 継続開示義務の概要</b>	133
<b>2 継続開示義務の免除要件の範囲の拡大</b>	133
(1) 有価証券の所有者の数が300以下の場合	133
(2) いわゆる外形基準を満たすこととなった場合	134
(3) 内閣総理大臣の承認を受けた場合	134
<b>3 適用除外有価証券</b>	134
(1) 適用除外有価証券の概要	134
(2) 適用除外有価証券とならない有価証券	135

(3) 企業内容等開示制度が適用される集団投資スキーム持分の範囲	135
(A) 有価証券投資事業権利等	136
〈図11〉 商品投資受益権に投資する法人への出資のスキーム	137
〈図12〉 競馬ファンドのスキーム	138
(B) 投資事業権利等に係る出資対象事業に係る権利に類するもの	139
(C) その他政令で定めるもの	140
(4) 開示規制が適用されない有価証券として政令で定めるもの	140
<b>第5節 資産金融型証券（特定有価証券）に関する開示制度</b>	140
<b>1 企業金融型証券と資産金融型証券</b>	140
〈図13〉 企業金融型証券と資産金融型証券	141
<b>2 特定有価証券に対する開示</b>	142
(1) 投資対象に関する情報	142
(2) 運用者に関する情報	142
(3) 運用サービスに関する情報	143
<b>3 特定有価証券についての継続開示義務</b>	143
<b>4 開示手続の柔軟化——報告書代替書面制度</b>	143
<b>第6節 上場会社による開示の充実</b>	144
<b>1 概要</b>	144
<b>2 四半期報告制度</b>	144
(1) 四半期報告制度の沿革	144
(2) 対象会社	145
(3) 提出期限	146
(4) 開示内容および監査証明	146
(5) 虚偽記載等に対する措置	146
(A) 訂正報告書の提出、課徴金の納付	146
(B) 損害賠償責任	147
(C) 罰則	147
<b>3 財務報告に係る内部統制——いわゆる日本版SOX法</b>	147

(1) 内部統制報告書制度の概要	147
(2) 対象会社・提出義務	148
(3) 開示内容、評価、監査基準	148
(4) 罰則	149
<b>4 確認書制度</b>	149
(1) 確認書制度の概要	149
(2) 対象会社・提出義務	149
(3) 記載事項	150
(4) 罰則	150
<b>第7節 組織再編成に係る開示制度の整備</b>	150
1 概要	150
2 発行市場における情報開示の対象とされる組織再編成および組織再編成対象会社の範囲	151
3 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の範囲	151
〈図14〉 有価証券信託受益証券の概要	152
4 特定組織再編成発行手続・特定組織再編成交付手続の定義	153
(1) 1項有価証券に係る特定組織再編成発行手続	153
(2) 2項有価証券に係る特定組織再編成発行手続	153
(3) 1項有価証券に係る特定組織再編成交付手続	153
(4) 2項有価証券に係る特定組織再編成交付手続	154
<b>第8節 公開買付制度</b>	154
1 概要	154
2 公開買付制度に関する改正の概要	155
3 公開買付制度をめぐる問題	155
(1) 公開買付けを行わなければならない場合	155
(2) 市場内外の取引を組み合わせた買付け	157
(3) 公開買付けが行われている期間中の他の者による買付け	157
4 買付対象者による意見表明の義務化等	158
5 公開買付期間の伸長	159
(1) 営業日ベースでの公開買付期間	159

(2) 公開買付けの延長	159
<b>6 買付条件等の変更や公開買付けの撤回等の柔軟化</b>	159
(1) 公開買付条件の変更	159
(2) 公開買付けの撤回等	160
<b>7 全部買付けの義務づけ</b>	163
<b>8 内閣総理大臣による処分</b>	164
<b>第9節 大量保有報告制度</b>	164
1 概要	164
2 報告期限・頻度の短縮	164
〔表5〕 特例に基づき報告する場合	165
3 「事業支配目的」要件の明確化	165
4 大量保有報告書の電子提出の義務化	167

## 第5章 金融商品取引業

<b>第1節 総説——参入規制の横断化・包括化</b>	168
1 概要	168
2 金融商品取引業の定義	168
(1) 金融商品取引法2条8項の内容	168
〔表6〕 金融商品取引業の内容	169
(2) 金融商品取引業から除外されるもの	169
(A) 国、地方公共団体、日本銀行およびこれらに相当する外国の者の行為	170
(B) 専門的知識・経験を有する者または一定規模以上の株式会社を顧客とする行為	170
(C) 商品ファンドスキームにおける一法人への全部出資	172
〈図15〉 金融商品取引業から除外される商品ファンド投資スキーム	172
(D) 内閣府令で定める行為——定義府令16条	174

(3) 政令指定により金融商品取引業となる行為——自ら募集・私募を行った委託者指図型投資信託、外国投資信託の受益証券に係る転売を目的としない買取り	194
<b>3 「営業」概念から「業務」概念へ</b>	195
<b>4 「募集」の概念</b>	196
<b>5 参入規制の一本化</b>	196
〈図16〉 対象業者の横断化、業務内容に応じた参入規制の柔軟化	197
〔表7〕 業の種別による登録要件	198
<b>6 金融商品取引業者の区分と業務内容</b>	197
(1) 第一種金融商品取引業	197
(A) 業務の内容	197
(B) 業務の変更の登録	200
(2) 第二種金融商品取引業	201
〈図17〉 信託型の商品ファンド持分のスキーム	202
(3) 投資助言・代理業	203
(A) 投資助言・代理業と投資顧問業	203
(B) 有価証券の価値等に関する助言	204
(4) 投資運用業	205
(A) 概要	205
(B) 投資運用業と投資信託法上の委託者指図型投資信託の受託者	206
〈図18〉 従来の業者と投資運用業者の関係	207
(C) 自己運用の扱い	206
(D) プロ等に限定した投資運用業や規制緩和	208
(5) 有価証券等管理業務	208
(A) 概要	208
(B) 「自己募集」に伴い顧客から金銭を受領する行為	209
(C) 自己募集を行った投資信託受益証券の解約・買取りに際して顧客の解約金・売却代金の預託を受ける行為	210
(6) 金融商品仲介業	210
<b>7 従来の業との対応関係</b>	211
〔表8〕 金融商品取引法における業区分と従来の業者の種類	212

<b>第2節 登録の要件</b>	211
1 概要	211
〔表9〕 金融商品取引業者の登録拒否要件	215
2 人的構成要件の審査基準	211
3 最低資本金・営業保証金の要件	217
(1) 最低資本金	217
(2) 営業保証金	217
<b>第3節 証券会社の付随業務・届出業務・承認業務</b>	218
1 概説	218
2 付随業務	219
〔表10〕 金融商品取引法における付随業務と旧証券取引法の付随業務・届出業務等の関係	220
コラム⑨ ETFはなぜ投資家の利便に資するのか	222
3 届出業務	224
〔表11〕 金融商品取引法における届出業務と旧証券取引法の付随業務・届出業務等の関係	225
(1) 相続関連業務の媒介	224
(2) 不動産管理業務	226
(3) 排出権取引関係業務	227
コラム⑩ 排出権取引	229
4 承認業務	233
5 第二種金融商品取引業および投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲	234
<b>第4節 監督</b>	234
1 金融商品取引業者または登録金融機関に対する監督規定の概要	234
2 業務改善命令発動の要件	235
3 業務委託先への報告徴取・検査規定の導入	236
4 緊急差止命令の活用	236



5 証券会社の連結規制・監督等	239
(1) 改正の趣旨等	239
(2) 川下連結等	239
(3) 川上連結	240
(4) 主要株主に対する措置命令権限等	241
<b>第5節 登録金融機関業務</b>	241
1 銀証分離制度	241
2 登録金融機関	242
(1) 登録金融機関業務	242
〔表12〕 登録金融機関が行うことのできる業務の範囲	243
(2) 登録の申請手続	244
3 ファイアーウォール規制の緩和に伴う制度整備	245
(1) ファイアーウォール規制の概要	245
(2) 役職員の兼職制限の撤廃	246
(3) 利益相反管理体制の整備	247
(4) その他の規定の整備	249
4 登録金融機関と第二種金融商品取引業・投資運用業・投資一任契約の媒介行為との関係	250
(1) 第二種金融商品取引業との関係	250
(2) 投資運用業との関係	250
(A) 子会社が行う投資運用業	250
(B) 信託業務を営む場合の特例	251
(3) 投資一任契約の媒介	251
5 登録金融機関業務と銀行法との関係	252
<b>第6節 外国証券業者に関する特例</b>	253
1 外国証券業者	253
〔表13〕 外国証券業者の旧外証法と金融商品取引法の位置づけ	254
2 金融商品取引業者のうち有価証券関連業を行う者を相手方とする場合の特例	254
(1) 金融商品取引法58条の2と29条の関係	254

(2) 適用除外	255
(3) 金融商品取引法58条の2の例外として外国証券業者が行うことのできる業務	256
(4) 投資助言業務または投資運用業を行う者についての特例	257
<b>3 引受業務の一部の許可</b>	258
(1) 引受業務の一部の許可の対象となる行為	258
(2) 許可要件と許可取消し等	258
<b>4 取引所取引許可業者</b>	259
(1) 取引所取引業務の整理	259
〈図19〉 取引所への取次行為の整理	260
(2) 取引所取引許可業者と清算取次ぎ	260
(3) 取引所取引業務の許可申請手続等	261
(4) 取引所取引許可業者に対する監督等	261
<b>5 情報収集のための施設の設置</b>	262
<b>第7節 信用格付会社に対する登録制度</b>	263
1 制度の概要	263
2 信用格付・信用格付業の定義	264
(1) 信用格付の定義	264
(2) 信用格付業	264
<b>3 登録制度</b>	265
(1) 平成21年金融商品取引法改正における整備内容	265
(2) 説明事項に係るグループ指定制度	266
<b>4 信用格付業者に対する規制</b>	267
(1) 誠実義務	267
(2) 体制整備義務	267
〔表14〕 体制整備義務の概要	268
(3) 名義貸しの禁止、禁止行為	267
(4) 格付方針等の公表	267
〔表15〕 格付方針において定めなければならない事項	269
<b>5 監督規定</b>	268
<b>6 信用格付業者の民事責任</b>	269

コラム⑪	不動産の証券化商品の格付	271
------	--------------	-----

## 第6章 顧客の属性に応じた行為 規制の柔軟化

### 第1節 特定投資家制度（プロ・アマ制度）

1	概要	274
	〔表17〕 特定投資家・一般投資家の範囲	275
2	特定投資家から一般投資家への移行手続	276
(1)	移行手続等	276
	〈図20〉 特定投資家から一般投資家への移行手続の時系列表	276
	(A) 移行手続の見直し	277
	(B) 「過去」に取引をしたこと	277
	(C) 告知	277
	(D) 特定投資家に対する一律の取扱い	277
	(E) 書面交付	278
(2)	対象契約の種類	278
(3)	特定投資家に交付する書面の記載事項	279
3	一般投資家から特定投資家への移行手続	280
(1)	移行の手続等	280
	〈図21〉 一般投資家から特定投資家への移行手続の時系列表	281
(2)	特定投資家への移行の申出を行うことができる一般投資家の要件	282
	(A) 一般投資家である法人	282
	(B) 匿名組合の営業者等である個人	282
	(C) その他特定投資家への移行が可能な個人	283
(3)	期限日	285
(4)	一般投資家に交付する書面の記載事項	285
	〔表18〕 特定投資家の場合の行為規制適用除外	286
	〈図22〉 継続的契約における一般投資家から特定投資家への	

	取扱い	288
(5)	投資顧問契約および投資一任契約についての取扱い	286
4	特定投資家に対する適用除外	287

### 第2節 ファンドに関する規制の整備

1	集団投資スキーム持分に関する自己募集・自己運用に対する規制	289
	〈図23〉 集団投資スキームと自己募集規制	289
2	取引態様に応じた規制の緩和	290
3	ファンドに対する特例——適格機関投資家等特例業務	290
	〈図24〉 適格機関投資家等特例業務をする場合の特例の対象	291

### 第3節 適格機関投資家等特例業務

1	概説	292
(1)	金融商品取引法63条1項の対象となる自己募集・自己運用	292
	(A) 出資者の要件——適格機関投資家および政令で定める者	292
	(B) 私募の要件	294
	(C) 出資・拠出の要件——適格機関投資家から出資・拠出された金銭およびこれに類するもの	295
(2)	適格機関投資家等特例業務の特例を受けるための届出手続	295
	(A) 届出事項	295
	(B) 特例業務届出者となった場合の効果	297
	〔表19〕 金融商品取引業者に対する行為規制（一般投資家向け販売勧誘の場合）と特例業務届出者に対する行為規制	298
	(C) 特例業務届出者に対する監督	298
2	適格機関投資家等特例業務の対象範囲	299
(1)	適格機関投資家等から除外される者	299
	〈図25〉 ファンド・オブ・ファンズ	299
(2)	適格機関投資家となる場合——親ファンドが投資事業有限責任組合・有限責任事業組合である場合	301
(3)	適格機関投資家となる場合——親ファンド・子ファンドの	

運営者が同一の場合	302
(4) その他のスキーム	303
(A) 資産流動化法上の特定目的会社	303
(B) 親ファンドが信託型ファンドである場合	304
<b>第4節 金融商品取引業から除外される集団投資スキーム</b>	305
1 ファンド運営者が運用権限の全部を外部委託する場合	305
<図26> ファンド運営者が運用権限の全部を外部委託する場合	305
2 二層構造不動産ファンドの場合	309
<図27> 二層構造の不動産ファンドの場合	309
3 外国投資ファンドの場合	311
<図28> 外国投資ファンドの場合	311
<b>第5節 組合形態によるファンドに対する短期売買規制</b>	313
1 短期売買等に関する改正	313
(1) 旧証券取引法における規定	313
<図29> 短期売買規制の適用の有無に関する旧証券取引法と金融商品取引法の比較	314
(2) 短期売買規制が適用される組合（特定組合等）	315
(3) 売買の報告	315
(4) 短期売買利益の返還請求権	316
(5) 特定組合等の組合員に対する請求	317
(6) 空売りの禁止	317

## 第7章 行為規制

<b>第1節 行為規制が適用される対象</b>	318
〔表20〕 金融商品取引業者に対する行為規制の概要	319

<b>第2節 行為規制の具体的内容</b>	321
1 行政取締法規上の規制と民事上の責任の峻別	321
2 顧客に対する誠実義務	321
3 標識揭示義務	323
<図30> 金融商品取引業者登録票	324
4 名義貸しの禁止	325
5 社債の管理の禁止等	325
6 広告等の規制	326
(1) 一般的事項	326
(A) 規定内容	326
(B) 広告、広告類似行為	326
(C) 顧客の判断に影響を及ぼす重要なものとして政令で定めるものの内容	327
<図31> 二層ファンドにおける「手数料等」	328
〔表21〕 オファーレートとビッドレートの具体的な内容	331
(2) 誇大広告の禁止	331
(A) 要件	331
(B) 内閣府令で定める事項の内容	331
7 取引態様の事前明示義務	333
<図32> 事前明示すべき自己取引と委託取引の例	333
8 契約締結前の書面交付義務	334
(1) 本条の趣旨	334
(2) 契約締結前交付書面の記載方法	335
(3) 金商業等府令79条3項	335
(4) 契約締結前交付書面の交付を要しない場合	336
(5) 共通記載事項	339
<図33> 金商業等府令における契約締結前交付書面の記載事項等	340
(6) 有価証券の売買その他の取引に係る共通記載事項	342
(7) 特定の有価証券の売買その他の取引に係る記載事項の特則	342
(A) 信託受益権等	342

(B) 不動産信託受益権の売買その他の取引	342
(C) 抵当証券	342
(D) 集団投資スキーム持分	343
(E) 外国集団投資スキーム持分	343
(F) 出資対象事業者が主として信託受益権等に対する投資を行う ものである集団投資スキーム持分	343
(G) 組合契約等に基づく権利のうち出資対象事業が主として不動 産信託受益権等であるもの	343
(H) 商品ファンド関連業務に関する契約	343
(I) 競走用馬投資関連業務に係るもの	343
(8) デリバティブ取引に係る共通記載事項	344
(9) 店頭金融先物取引に係る記載事項の特則	344
(10) 投資顧問契約に係る記載事項	344
(11) 投資一任契約等に係る記載事項	344
(12) 契約締結時交付書面をあらかじめ内閣総理大臣に提出しな ければならない場合	344
<b>9 契約締結時の書面交付義務</b>	345
(1) 契約締結時交付書面を交付する場合	345
(2) 契約締結時交付書面の記載事項	346
(A) 契約締結時交付書面の共通記載事項	346
〈図34〉 契約締結時交付書面の記載事項	347
(B) 有価証券の売買等の取引またはデリバティブ取引等に係る共 通記載事項	346
(C) 有価証券の売買その他の取引および有価証券関連デリバティ ブ取引に係る記載事項の特則	348
(D) (有価証券関連以外の) デリバティブ取引に係る記載事項の 特則	350
(E) 抵当証券等の売買その他の取引に係る記載事項の特則	351
(F) 商品ファンド関連取引に係る記載事項の特則	351
(G) 競走用馬投資関連業務に係る取引の記載事項の特則	352
(H) 投資顧問契約等に係る記載事項の特則	352
(I) 投資一任契約等に係る記載事項の特則	353

(3) 取引残高報告書、商品ファンド運用状況書面についての 定め	353
(4) 契約締結時交付書面の交付を要しない場合	354
<b>10 保証金の受領に係る書面交付義務</b>	356
<b>11 顧客からの書面による解除</b>	356
<b>12 禁止行為</b>	357
(1) 虚偽告知・断定的判断の提供等の禁止	357
(2) 無登録の信用格付であることを告げないで勧誘を行うこと	358
(3) 不招請勧誘の禁止	358
(A) 法の規定	358
(B) 不招請勧誘の禁止の範囲	358
(C) 不招請勧誘の禁止の例外	360
(4) 勧誘受諾意思の不確認・再勧誘の禁止	362
(A) 法の規定	362
(B) 勧誘受諾意思の不確認・再勧誘の禁止の範囲	362
(5) 内閣府令で定める禁止行為	364
(A) 旧証券取引法の規定と金融商品取引法の規定	364
(B) 具体的内容	365
<b>13 該当してはならない業務の運用状況</b>	401
<b>14 損失補てん等の禁止</b>	405
(1) 概要	405
(2) 金融商品取引業者または登録金融機関の禁止行為	405
(3) 顧客の禁止行為	407
(4) 事故	407
(5) 事故の確認が不要な場合	408
(6) 事故の確認の申請手続	414
<b>15 適合性の原則</b>	415
(1) 概要	415
〈図35〉 適合性原則違反の行為を不法行為と構成した損害賠 償請求の請求原因と抗弁	417
(2) 特定投資家向けの取引の場合における金融商品取引法と金 融商品販売法の適用対象の相違点	419

16 特定投資家向け有価証券を扱う際の行為規制	419
(1) 一般投資家を相手方とする取引	419
(2) 告知義務	420
(A) 特定投資家向け有価証券交付勧誘等を行う者の告知義務	420
(B) 勧誘を伴わない売付け等の場合の告知	420
(C) 初回の契約時の告知	421
<b>第3節 投資助言業務・投資運用業務・有価証券等管理業務を行う者に対する行為規制の特則</b>	422
1 概要	422
〔表22〕 投資助言業務・投資運用業務・有価証券等管理業務の行為規制の比較	422
2 投資助言業務に関する特則	423
(1) 忠実義務・善管注意義務	423
(2) 利益相反取引および損失補てん等の禁止	423
(3) 有価証券の売買等の禁止	425
(4) 金銭または有価証券の預託の受入れ等の禁止	426
(5) 金銭または有価証券の貸付け等の禁止	428
3 投資運用業務に関する特則	430
(1) 忠実義務・善管注意義務	430
(2) 禁止行為	431
(A) 概要	431
(B) 自己取引等の禁止	431
(C) 運用財産相互間取引の禁止	433
(D) 正当な根拠を有しない取引の禁止	438
(E) 通常の取引の条件と異なる条件での取引の禁止	438
(F) 運用情報を利用した自己の計算による取引の禁止	438
(G) 損失補てんの禁止	438
(H) 内閣府令で定める禁止行為	439
(3) 自己執行義務	441
(A) 概要	441
(B) 運用権限を委任することが認められる者	442

(C) 運用の委託に際し契約その他の法律行為において定めるべき事項	442
(4) 分別管理義務	443
(A) 金銭の場合	443
(B) 金銭以外の場合	443
(C) 外国の法令上運用財産以外の有価証券に係る持分と区別して保管させることができないときなどのやむを得ない事由がある場合	444
(D) 運用財産と自己の財産とが共有している場合	444
(5) 金銭等の預託の受入れ、貸付け等の禁止	445
(A) 概要	445
(B) 適用除外	445
(6) 運用報告書交付義務	446
(A) 概要	446
(B) 運用報告書の記載方法	446
(C) 交付義務が免除される場合	449
(D) 集団投資スキーム等の財産を主として有価証券等に投資運用する業務について、運用報告書の届出を要しない場合	451
4 有価証券等管理業務に関する特則	452
(1) 善管注意義務	452
(2) 分別管理義務	452
(A) 概要	452
(B) 確実にかつ整然と管理する方法として内閣府令で定める方法	452
(C) 有価証券関連業または有価証券関連業に付随する業務として内閣府令で定めるもの	453
(D) 公認会計士または監査法人の監査を受ける義務	454
(E) 分別保管の対象となる有価証券関連店頭デリバティブ取引	455
(F) 分別管理等に関する金商業等府令の規定	455
<b>第4節 弊害防止措置等</b>	456
1 二以上の種別の業務を行う場合の禁止行為	456
2 付随業務等に関する禁止行為	457

(1) 概要	457
(2) 信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の 例外	457
(3) 金融商品取引業者または登録金融機関が行う付随業務に関 して禁止される行為	458
(A) 金融商品取引業者についての禁止行為	458
(B) 登録金融機関についての禁止行為	459
(C) 登録金融機関における証券取引に係る総合口座貸越	459
<b>3 親子法人間の行為の制限</b>	460
<b>4 引受人の信用供与の制限</b>	461
<b>第5節 他の業法における金融商品取引法の行為規制の 準用</b>	461
<b>1 概要</b>	461
〔表23〕 投資性の強い商品の範囲	462
<b>2 銀行法が準用する行為規制</b>	463
〔表24〕 銀行法が準用する金融商品取引法の行為規制の概要	463
(1) 特定預金等契約の範囲	463
(A) 概要	463
(B) 円建てデリバティブ預金	464
(C) 外貨預金	464
(D) 通貨オプション組込型預金	465
(2) 銀行法における特定投資家制度の準用	466
(A) 契約の種類	466
(B) 期限日	466
(C) 申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項、一般投資 家が同意を行う書面の記載事項	467
(D) プロ成りできる営業者等	467
(E) 適格機関投資家等特例業務の特例が受けられない場合	467
(3) 銀行法が準用する広告規制	468
(A) 広告類似行為	468
(B) 広告等の表示方法	469

(C) 顧客の判断に影響を及ぼす重要事項等	469
(4) 銀行法が準用する契約締結前の書面交付義務	471
(A) 契約締結前の交付書面の記載方法等	471
(B) 契約締結前交付書面の交付を要しない場合	472
〔表25〕 特定預金等についての契約締結前交付書面交付義 務の適用除外	473
(C) 契約締結前交付書面の記載事項	473
(5) 銀行法が準用する契約締結時の書面交付義務	475
(A) 契約締結時交付書面の記載事項	476
(B) 契約締結時交付書面の交付を要しない場合	476
(6) 信用格付業者に関する情報	477
(7) 銀行法が準用するその他の禁止行為	477
(8) 損失補てんの禁止・適合性の原則	478
(9) 銀行代理業者について準用する金融商品取引法の行為規制	480
〔表26〕 銀行代理業者に適用される金融商品取引法の行為 規制	480
(10) 銀行の業務範囲の拡大	480
(A) 銀行本体に対する排出権取引、投資助言業務等の解禁	481
(B) 銀行の子会社、兄弟会社の業務範囲の拡大	481
コラム⑫ イスラム金融	482
(C) 財務の健全性や的確なリスク管理等一定の要件を満たす銀行 グループの兄弟会社に対し、商品の現物取引等の新たな業務を 解禁する枠組みの導入	485
(D) 銀行グループ等に対する議決権保有制限の例外措置の拡充	485
(E) ファイナンス・リースの活用の解禁	486
<b>3 保険業法において準用する行為規制</b>	487
〔表27〕 保険業法が準用する金融商品取引法の行為規制	488
(1) 特定保険契約の範囲	487
(A) 概要	487
(B) 変額保険・年金	489
(C) 外貨建て保険・年金	489
(D) 解約返戻金額変動型の保険・年金	490

(2) 保険業法における特定投資家制度	491
(A) 契約の種類	491
(B) 期限日	491
(C) 申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項、一般投資家が同意を行う書面の記載事項	491
(D) プロ成りできる営業者等・個人	492
(E) 適格機関投資家等特例業務の特例が受けられない場合	492
(3) 保険業法が準用する広告規制	493
(A) 広告類似行為	493
(B) 広告等の表示方法	494
(C) 顧客の判断に影響を及ぼす重要事項等	494
(4) 保険業法が準用する契約締結前の書面交付義務	495
(A) 特定保険契約に関する契約締結前交付書面の概要	496
(B) 契約締結前交付書面の記載方法等	496
(C) 契約締結前交付書面の交付を要しない場合	496
(D) 契約締結前交付書面の記載事項	497
(5) 保険業法が準用する契約締結時の書面交付義務	498
(A) 契約締結時交付書面の記載事項	499
(B) 契約締結時交付書面の交付を要しない場合	500
(6) 信用格付業者に関する情報	500
(7) その他の禁止行為	501
(8) 損失補てんの禁止	502
(9) 適合性の原則	503
(10) 生命保険会社等が行う保険金信託業務	504
(11) 保険会社の業務範囲	505

## 第8章 金融商品取引業協会・投資者保護基金・金融商品取引所

第1節 金融商品取引業協会	507
---------------	-----

1 金融商品取引法上の自主規制機関	507
〔表28〕 認可協会・公益協会・認定投資者保護団体の比較	508
2 認可協会・公益協会・認定投資者保護団体	508
(1) 認可協会	508
(2) 認定協会	508
(3) 認定投資者保護団体	509
3 協会から協会への業務の委託	510
4 外務員登録	511
5 有価証券の売買が行われる市場——店頭売買有価証券市場とグリーンシート制度	512
(1) 市場の種類	512
〈図36〉 有価証券の売買が行われる市場（国内の市場）	513
(2) 市場で取引される有価証券	513
第2節 投資者保護基金	514
1 投資者保護基金とは	514
2 投資者保護基金への加入義務	515
3 投資者保護基金への通知	516
4 補償対象債権の支払い	516
第3節 指定紛争解決制度（金融ADR制度）の創設	516
1 制度の概要	516
2 指定紛争解決機関との契約締結義務	517
3 指定紛争解決機関の業務	517
(1) 業務規程および手続実施基本契約	517
(2) 苦情の解決と紛争の解決の申立て	518
4 指定紛争解決機関の監督等	519
(1) 業務規程に関する異議	519
(2) 監督	519
第4節 金融商品取引所	519
1 金融商品取引所とは	519

2	金融商品取引法における変更点	520
3	金融商品取引所に上場可能な商品と手続	521
4	特定取引所金融商品市場（プロ向け市場）の開設	522
	コラム⑬ TOKYO AIM 取引所	523
5	金融商品取引所と商品取引所の相互乗り入れ	524
	(1) 相互参入の形態	524
	(2) 取引所・グループの業務の多様化のための規定	526
6	自主規制業務	527
	(1) 金融商品取引法における改正の概要	527
	(2) 自主規制業務を担う組織の形態	527
	(3) 自主規制業務	528
	(4) 自主規制法人	531
	(5) 自主規制委員会	532
7	金融商品取引所および金融商品取引所持株会社の主要株主 規制	533
8	金融商品取引所に預託する取引証拠金	534
	(1) 金融商品取引所自らが金融商品取引清算機関である場合	534
	<図37> 取引所に預託する証拠金の種類	535
	(2) 証拠金返還請求権の帰属	536
	(3) 他の金融商品取引清算機関が清算を行う場合	536
	<図38> 売買・清算・決済の機能分担	537

## 第9章 民事責任規定の整備

第1節	金融商品取引法における民事責任規定	539
1	概要	539
2	発行市場における発行会社等の民事責任規定	539
	(1) 届出の効力発生前取引・目論見書の不使用についての賠償 責任	539
	(2) 虚偽記載等のある目論見書等を使用した者の賠償責任	540

	(3) 虚偽記載のある届出書の届出者等の賠償責任	541
	(A) 重要な虚偽記載等のある有価証券届出書を作成した届出者 (発行者)の賠償責任	541
	(B) 重要な虚偽記載等のある目論見書を作成した発行者の賠償責任	542
	(4) 賠償責任額	542
	(5) 賠償責任の消滅時効	543
	(6) 役員等の賠償責任	543
3	流通市場における民事責任規定	544
	(1) 流通市場における発行会社・役員等の民事責任規定の概要	544
	(2) 賠償責任者および賠償の内容	545
	(3) 損害推定規定	546
	(4) 減額の抗弁	547
	(5) 損害賠償請求権の時効	548
	(6) 有価証券届出書の届出者の役員等の賠償責任	548
	(7) 有価証券報告書の提出者の役員等の賠償責任	549
4	公開買付けに関する民事責任規定	549
	(1) 公開買付届出書の未提出等の場合の民事責任	549
	(2) 公開買付けによらない買付け等を行った場合等の民事責任	550
	(3) 買付条件等と異なる条件により受渡しその他の決済を行っ た者の賠償責任	550
	(4) 虚偽記載等のある公開買付説明書を使用した者の賠償責任	550
	(5) 虚偽記載等のある公開買付公告を行った者等の賠償責任	551
	(6) 公開買付けに係る違反行為による損害賠償請求権の時効	551
	(7) 重要事実公表義務違反等の場合の損害賠償責任	552
5	相場操縦行為等による賠償責任	553
6	短期売買利益の返還手続	553

第2節	無登録業者による未公開株式等の取引に関する規定	554
1	売買契約の無効	554
2	無登録業者による広告・勧誘行為の禁止	554
3	罰則の引上げ	555



4 施行日	555
<b>第3節 課徴金制度の見直し等</b>	555
1 総論	555
〔表29〕 課徴金の金額水準についての変更点	556
〔表30〕 課徴金の対象範囲の拡大	556
2 課徴金の金額水準の見直し	557
(1) 発行開示書類の虚偽記載	557
(2) 継続開示書類の虚偽記載	557
(3) 発行開示書類・継続開示書類に重要な事項の記載が欠けている場合	557
(4) 風説の流布・偽計	558
(5) 相場変動型相場操縦	559
(6) インサイダー取引	560
(7) 不公正取引	560
3 課徴金の対象範囲の拡大	561
(1) 発行開示書類・継続開示書類の不提出	561
(2) 公開買付届出書・大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等	561
(3) 仮装・馴合い売買および違法な安定操作取引	562
(4) 課徴金の減算・加算制度	562
<b>第4節 課徴金審判手続</b>	563
【書式】 証券取引等監視委員会に提出する課徴金調査に関する意見書(例)	564
<b>第5節 金融商品販売法の改正の概要</b>	568
1 金融商品販売法の概要	568
2 主な改正点	569
3 対象商品・取引等の範囲の拡大	569
(1) 預金等の受入れを内容とする契約の締結	570
(2) 信託関連	570
〔表31〕 金融商品販売法における信託の構造	571

(3) 保険契約の締結	572
(4) 有価証券関連	573
(5) 不動産特定共同事業関連	573
(6) デリバティブ取引関連	574
(7) 政令で定める行為	575
(A) 金銭信託以外の信託	575
(B) 銀行法上の金融等デリバティブ取引	575
<b>4 金融商品の販売に係る取引のしくみのうちの重要な部分に関する説明義務</b>	576
<b>5 「当初元本を上回る損失が生じるおそれ」とは</b>	578
<b>6 顧客に理解されるために必要な説明の方法・程度</b>	580
<b>7 特定顧客</b>	581
(1) 特定顧客の範囲	581
(2) 金融商品取引法の特定投資家制度と特定顧客	582
(3) 金融商品取引法の行為規制が準用される投資性の強い金融商品と特定顧客	583
<b>8 断定的判断の提供等の禁止</b>	584
・事項索引	586
・執筆者略歴	590